

2026年2月9日

株主各位

大阪市西区阿波座二丁目1番4号



住友電設株式会社

取締役社長 谷 信

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議がなされましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決議事項

#### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年3月5日を効力発生日として、当社の普通株式1,048,714株を1株に併合することを決定いたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年3月5日を効力発生日として、発行可能株式総数、自己の株式の取得、単元株式数、単元未満株式についての権利、定時株主総会の基準日及び電子提供措置等に関する定款の定めを変更することを決定いたしました。

以 上

## 株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2026年3月5日をもって、1,048,714株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

2026年4月上旬に当社より「端数株式相当分の処分代金の受取方法等」のご案内を差し上げますので、お待ちいただけますようお願い申し上げます。

### 1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を大和ハウス工業株式会社（公開買付者）のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2026年3月3日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である9,760円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。端数株処分代金は、2026年6月上旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

## 2. 主なスケジュール

2026年3月2日（予定）	当社株式の売買最終日
2026年3月3日（予定）	上場廃止
2026年3月5日（予定）	本株式併合の効力発生日
2026年4月上旬（予定）	株主の皆様にご案内を送付 「端数株式相当分の処分代金の受取方法等」
2026年6月上旬（予定）	端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上



地球環境に配慮した植物油インキ  
を使用しています